

有料 広告

市は、財源の確保による市民サービスの向上と、地域経済の活性化を目的として、市の資産などに有料広告を掲載する「広告事業」を実施しています。今回は、平成25年度、4つの媒体に掲載する有料広告を募集しますので、販売促進やキャンペーンの集客などにぜひご利用ください。

広告の種類と募集内容

①広報にっこう

掲載位置 情報なびの最下段(左図のとおり)
募集枠数 毎号4段枠以内
規格 1段(縦59・5×横182mm)または半段(縦59・5×横90mm)
発行部数 毎号33,000部
掲載料(1ヵ月) 1段2万円/半段1万円
募集対象 5月号〜平成26年4月号
申込期限 希望する号の発行日(毎月25日)の1ヵ月前

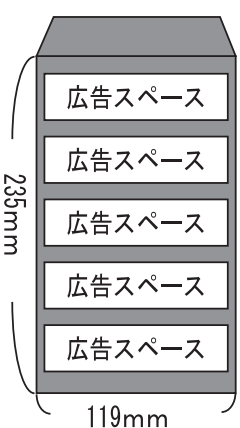
②ホームページ(バナー広告)

掲載位置 トップページおよび観光情報ページ(左図のとおり)
規格 G・FまたはJPEG形式
ファイル(天地50ピクセル、左右150ピクセル、8キロバイト以内)
掲載料 トップページ：1ヵ月2万円

円、6ヵ月10万円、12ヵ月20万円／
観光情報ページ：1ヵ月1万円、6ヵ月5万円、12ヵ月10万円
募集期間 随時
申込期限 掲載を希望する月の前月25日

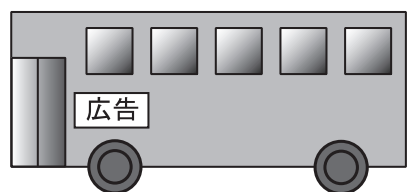
③市の封筒(共通封筒・長3)

掲載位置 封筒裏面(左図のとおり)
募集枠数 5枠
規格 30×100mm
封筒印刷枚数 10万枚
掲載料 1枠10万円
募集時期 5月以降予定



④市有バス(大型バス)

掲載位置 大型バス左側面(下図のとおり)
募集枠数 4枠
規格 縦0.5×横1.0m以下
掲載料 年額5万円
募集時期 12月以降予定



①〜④に共通の事項

申込方法 申込書に記入し、①②については秘書広報課、③④については管財契約課へ、それぞれの申込期限までに郵送または持参
※申込書や実施要綱などは秘書広報課および管財契約課で配布の他、市ホームページからもダウンロードできます。
※内容などにより、掲載できない広告がありますので、実施要綱で必ずご確認ください。

①②の申込先及びくわしくは
秘書広報課 広報広聴係 ☎(21)5135
③④の申込先及びくわしくは
管財契約課 管財係 ☎(21)5132



「まちづくり基本条例」を知ろう！④

くわしくは 地域振興課 市民協働推進係 ☎(21)5147

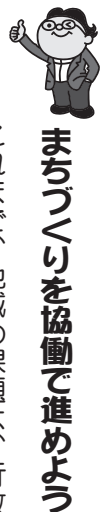
最終回となる今回は、条例の身にもう一步踏み込みます。条例の中で、何度も用いられている「協働」についてお知らせします。



協働ってなんだっつ？

協働とは、市民や自治会、市民活動団体、企業、行政などの、地域を構成する人や団体が、公共的な課題を解決するために目的を共有し、互いの責任の下、対等な立場で役割分担しながら連携・協力していくことです。

協働は、連載1回目で「市民が主役のまちづくりを目指すための基本理念の一つ」、かつ「条例のキーワード」と紹介しましたが、さまざまな課題を解決する際の方法(手段)の一つでもあります。



まちづくりを協働で進めよう

これまで、地域の課題は、行政主体で解決に取り組んできました。しかし、行政以外の担い手が取り組むことで、効率的に解決できる場合があります。

つまり市民だけ、または行政だけでは解決できない課題に対し、互いの不足を補い合い、特徴を生

かして解決に取り組むことが、最も有効な手段になります。それが、協働によるまちづくりを進めることになります。

協働に期待を込めよう



市民と行政が協働することで、互いの理解が深まります。そして地域の実情にあった、当事者の視点に立った課題解決が図れるようになり、これまでと違った、きめ細やかで柔軟な公共サービスの実現が可能になります。

また、協働に携わることは、自らがまちづくりを行うことになります。その結果、自治意識の高まりや地域活動の活性化など、さまざまな相乗効果が期待できます。

協働のまちづくり推進の指針



現在策定中の「仮称」日光市協働のまちづくり推進の指針」の中で、協働の考え方を体系化します。そして、まちづくり基本条例の基本理念を実現するため、策定後はこの指針を活用していきます。

市民と行政が、協働に関する知識を理解して共有し、市民が主役のまちづくりを進めましょう。

新登場 ご当地 ナンバープレート

市は、原付自転車用のご当地ナンバープレートを製作し、3月21日(木)から希望者に無料で交付します。新しいナンバープレートをご希望の方は、税務課で申請を行ってください。

❖対象車種とナンバープレートの色
○原付第1種(50cc以下)：白色
○原付第2種乙(90cc以下)：黄色
○原付第2種甲(125cc以下)：桃色
※小型特殊自動車(緑色)やミニカー(水色)は対象外です。

❖申請に必要なもの
新規登録：所有者の印鑑、販売証明書(譲り受けた場合は譲渡証明書、車両情報(車名・車台番号・型式・排気量など)が分かるもの、本人確認ができるもの(運転免許証など)
ナンバープレート交換：所有者の印鑑、現在のナンバープレート、交付済の標識交付証明書、本人確認ができるもの(運転免許証など)
❖申請・交付場所(※)
税務課市民税係(市役所本庁舎2階)

❖その他
○市税滞納の無い方のみ交付します。
○手数料は無料です。
○番号を指定することはできません。
○これまでのナンバープレートも引



※ご注意ください!!
3月21日(木)は、初日で混雑が予想されるため、午前中のみ別会場で交付を行います。

交付場所：市役所本庁第3庁舎3階
交付方法：整理券を配布し、抽選によりナンバーを決定して交付
整理券配布時間：午前9時30分〜9時50分
抽選・交付開始時間：午前9時50分

くわしくは
税務課 市民税係 ☎(21)5113